

●海区漁場公示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第6項の規定に基づき、海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各項に掲げる事項、漁業の免許予定日、沿岸漁場管理団体の指定予定日及び申請期間を下記のとおり定め、公示する。

令和5年6月30日

香川県知事 池田 豊人

第1 海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項 別添1のとおり

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし

第2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

1 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 適当である。

2 漁場の図面 別添2のとおり

第3 漁業の免許予定日

1 第一種区画漁業のうち、藻類養殖業

令和5年10月1日

2 藻類養殖業を除く第一種区画漁業及び定置漁業

令和6年1月1日

3 共同漁業

令和6年1月1日

第4 沿岸漁場管理団体の指定予定日 なし

第5 第3に係る申請期間

1 第一種区画漁業のうち、藻類養殖業

令和5年7月1日8時30分から同年8月31日17時まで

2 藻類養殖業を除く第一種区画漁業及び定置漁業

令和5年10月1日8時30分から同年11月30日17時まで

3 共同漁業

令和5年10月1日8時30分から同年11月30日17時まで

第6 類似漁業権以外の漁業権

共第41号、共第50号、共第314号、共第348号、共第349号、区第3号、区第4号、
区第9号、区第10号、区第48号、区第49号、区第56号、区第66号、区第67号、
区第68号、区第88号、区第89号、区第90号、区第99号、区第102号、
区第104号、区第113号、区第115号、区第204号、区第205号、区第209号、
区第210号、区第211号、区第213号、区第214号、区第216号、区第218号、
区第219号、区第220号、区第221号、区第223号、区第224号、区第301号、
区第407号、区第429号、区第444号、区第450号、区第455号、区第456号、
区第457号、区第459号